

## 平成 23 年度概算要求に向けた重点課題の事前評価方針について（案）

平成 22 年 7 月 22 日  
文部科学省研究開発局  
地震・防災研究課  
防災科学技術推進室

### 1. 事前評価の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）においては、個々の研究開発であって 10 億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策等について、行政機関は事前評価を行わなければならないとされている。

このうち、研究開発を対象とする政策評価の実施に当たっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定）及びこれに基づく「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 21 年 2 月 17 日文部科学大臣決定）（以下、「大綱的指針等」という。）に基づいて行うものとされている。

大綱的指針等においては、研究開発に関する評価を行う上でのガイドラインとして、評価対象、評価目的、評価者、評価時期及び評価方法等についての基本的な考え方が示されている。この中で、研究開発施策及び研究開発課題については事前評価、事後評価を行うこととされ、特に事前評価については、予算要求等実施に向けた意思決定を行う以前に、可能な限り外部の専門家や有識者の意見を聴きつつ実施することとされている。

第 3 期科学技術基本計画及び分野別推進戦略に基づいて施策の推進が行われているところであるが、総合科学技術会議においては、平成 17 年度まで行っていた一定規模以上の施策について一律に優先順位付けを行っていたことを見直し、戦略重点科学技術等の重要な部分に重点化して詳細にチェックを行っている。

このため、平成 23 年度の概算要求に先立ち、文部科学省においても戦略重点科学技術等の重要施策について、適切な事前評価を行う必要があり、今回、科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 防災分野の研究開発に関する委員会において、大綱的指針等に基づき防災分野の重要な研究開発課題についての事前評価を行うものである。

ここで行う事前評価については、国民の貴重な財源のもとに行われる研究開発の内容を確認し、より効率的・効果的に推進することを目的として行うものであり、その評価結果については、平成 23 年度概算要求に際して、施策の実施の可否の決定、資金計画も含めた全体計画の見直し、実施体制の構築等に適切に反映していくとともに、総合科学技術会議におけるヒアリング等の施策の内容を説明する場において積極的に活用するものとする。

## 2. 評価方法

事前評価については、防災分野の研究開発に関する委員会の各委員によるピアレビュー等により行う。

具体的には、防災分野の研究開発に関する委員会において、平成23年度の重点課題についての文部科学省の説明に基づいて質疑等を行い、その結果を踏まえて、各委員による個別評価を行う。

事前評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に示されている政策評価の観点を踏まえ、必要性、効率性、有効性の観点から行うこととする。また、総合科学技術会議の審査基準に配慮しつつ、大綱的指針等において各観点の評価項目として挙げられている項目を踏まえ、具体的には以下の項目に沿って行うこととする。(別添1)

なお、最終的な評価結果は、評価研究計画・評価分科会において、施策マップ（政策目標の達成に向けた個々の研究課題の意義、課題間の相互関係、方策や施策に対する位置づけ等を示した資料）等を用いた審議により決定される（別添2）。

### ① 必要性

- ・ 科学的・技術的意義
- ・ 社会的・経済的意義
- ・ 国費を用いた研究開発としての妥当性 等

### ② 有効性

- ・ 期間内の目標の実現可能性
- ・ 見込まれる成果、波及効果の内容の妥当性
- ・ 調査観測・研究開発の質の向上への貢献度
- ・ 人材養成への貢献度 等

### ③ 効率性

- ・ 計画・実施体制の妥当性
- ・ 調査観測・研究の手法の妥当性
- ・ 目標・達成管理の妥当性
- ・ 費用構造や費用対効果の妥当性 等

### ④ 国際的な水準の向上

- ・ 世界へ向けた成果展開の貢献度
- ・ 国際協力における貢献度
- ・ 国際的な人材育成への貢献度 等

## 事前評価シート

課題名：

評価委員氏名：

①必要性	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○科学的・技術的意義（独創性・革新性・発展性等）</li> <li>○社会的・経済的意義（社会的価値の創出、国益確保への貢献、政策の企画立案への貢献等）</li> <li>○国費を用いた研究開発としての妥当性（国の関与の必要性、緊急性等）</li> </ul> <p style="text-align: center;">評価 [    A                    B                    C    ]</p> <p>【評価の理由】</p>
②有効性	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○期間内の目標の実現可能性</li> <li>○見込まれる成果、波及効果の内容の妥当性</li> <li>○調査観測・研究開発の質の向上への貢献</li> <li>○大学等における人材養成への貢献</li> </ul> <p style="text-align: center;">評価 [    A                    B                    C    ]</p> <p>【評価の理由】</p>
③効率性	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画・実施体制の妥当性</li> <li>○調査観測・研究開発の手法の妥当性</li> <li>○目標・達成管理の妥当性</li> <li>○費用構造や費用対効果の妥当性</li> </ul> <p style="text-align: center;">評価 [    A                    B                    C    ]</p> <p>【評価の理由】</p>
④国際的な水準の向上	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世界に向けた成果展開の貢献度</li> <li>○国際協力における貢献度</li> <li>○国際的な人材育成への貢献度</li> </ul> <p style="text-align: center;">評価 [    A                    B                    C    ]</p> <p>【評価の理由】</p>
総合評価	<p style="text-align: center;">[    推進                    修正                    中止    ]</p> <p>【評価の理由】</p>

※）評価基準（A：要件を十分満たしている、B：一部条件付きで満たしている、C：満たされていない）

# 事前評価票

(平成〇〇年〇〇月現在)

1. 課題名 〇〇
2. 開発・事業期間 平成××年度～平成△△年度
3. 課題概要  〇〇……
4. 評価の観点
(1) 必要性 以下の例を参考に適切な評価項目を抽出し、評価基準を設定 ※科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性、発展性等)、社会的・経済的意義(産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値(安全・安心で心豊かな社会等)の創出等)、国費を用いた研究開発としての意義(国や社会のニーズ・課題への適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性等)、その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等
(2) 有効性 以下の例を参考に適切な評価項目を抽出し、評価基準を設定 ※新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化への貢献、行政施策への貢献、人材の養成、知的基盤の整備への貢献、(見込まれる)直接の成果の内容、(見込まれる)効果や波及効果の内容等
(3) 効率性 以下の例を参考に適切な評価項目を抽出し、評価基準を設定 ※計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等
5. 総合評価 採択・不採択(実施の可否)の別とその理由、中間評価・事後評価の実施時期、今後研究開発を進める上での注意点など

※評価基準については、中間・事後評価において達成状況をより客観的に検証出来るようなものとするよう努めること。

## 研究計画・評価分科会における評価の進め方等について

研究計画・評価分科会（以下、分科会）における評価を効果的・効率的に進めるため、分科会の運営を以下のように行う。

## 1. 研究開発課題の評価について

## (1) 分野別委員会における評価の実施

- ①政策目標（※）の達成に必要となる個々の研究開発課題について評価を実施し、評価結果（案）を作成する。評価結果（案）は、所定の評価票にポイントを絞り簡潔明瞭にまとめる。
- ②政策目標の達成に向けた個々の研究開発課題の意義、課題間の相互関係、位置づけ等を簡潔に示す施策マップを政策目標毎に作成する。作成にあたっては、当該年度の評価対象研究開発課題のみでなく、それ以外のものについても可能な限り記載し、各研究開発課題の位置づけを分かりやすく記す。

※ここでいう政策目標は、「科学・技術に関する予算等の資源配分の方針」等によって示される科学技術の重要課題の内容を踏まえて設定されるものであって、関連する複数の研究開発課題の上位に位置づけられる目標を示す。

## (2) 分科会における評価の審議

分科会では、政策目標の達成に向けて各研究開発課題が有する意義、内容、必要性、進捗状況、他の研究開発課題との相互関係等とともに評価結果（案）について主に施策マップを用いて分野別委員会から報告を受け、それを基に審議し、評価結果を決定する。

## 2. 研究計画・評価分科会における審議の効率化について

## (1) 評価結果（案）の事前配付

分野別委員会が取りまとめる評価結果（案）は、原則として、遅くとも分科会開催の7日前までに分科会委員に配付する。

## (2) 部会からの報告案件について

研究計画・評価分科会運営規則第3条第6項に基づく部会からの報告案件については、状況に応じ、資料配付により報告に代えることが出来るものとする。

## (3) 議題の分散・平滑化

審議時期に制約のない議題については、議題の集中する概算要求前の分科会での取り扱いを避けることにより、議題の分散等を図る。